

# お知らせ版



広報しばた・お知らせ版・第673号・柴田町役場まちづくり政策課・柴田町船岡中央2丁目3-45(☎54-2111)  
柴田町ホームページアドレス <http://www.town.shibata.miyagi.jp/>

## 東日本大震災による被災者救済制度

このたび、東日本大震災の被害に遭われた皆さまに、心からお見舞いを申し上げます。町としても、一日も早い復興を目指し、全力で取り組んでいます。

今回発行する「広報しばた・お知らせ版」(1～3ページ)には、震災の被害に遭われた方々を救済する諸制度について掲載しています。詳細については、担当窓口にお問い合わせください。

### 介護保険料の徴収猶予・減免

災害により、第1号被保険者またはその世帯の生計を主としている方の所有する住宅、家財、またはそのほかの財産について損害を受けた場合など、申請により、その割合に応じて介護保険料の徴収猶予・減免をすることができます。詳しくは、お問い合わせください。

### 介護サービス利用料の支払猶予

災害により、第1号被保険者またはその世帯の生計を主としている方の所有する住宅、家財、またはそのほかの財産について損害を受けた場合など、申し立てにより、介護サービス利用料の支払を猶予することができます。詳しくは、お問い合わせください。

☎ 福祉課 ☎ 55-2159

### 医療機関での受診・窓口負担

#### 医療機関窓口の自己負担について

震災の被害を受けた被保険者の方が、住家の全半壊、死亡、重篤な傷病、主たる生計維持者が行方不明、業務の廃止・休止、失職、原発事故による避難など、一定の要件に該当すると、5月受診分まで、窓口で支払う一部負担金が猶予・免除となりますので、病院・薬局・訪問看護ステーションに申し出てください。

#### 保険証の紛失などについて

保険証の紛失などにより、医療機関に提示できない場合には、氏名・生年月日・住所・連絡先などを申し出ることにより受診できます。

☎ 健康推進課 ☎ 55-2114

## 震災総合窓口を開設

皆さまからの震災に係るお問い合わせやお申し出に対応する総合窓口を設けております。

☎ 総務課 ☎ 55-2111

## 小学生・中学生の就学援助制度

震災による経済的な理由により、就学が困難な児童・生徒の保護者を対象に、学用品費、通学費、学校給食費などを援助します。

☎ 教育総務課 ☎ 55-2134

## 国民年金保険料を免除

震災の被害に遭い、住宅、家財、そのほかの財産について、おおむね2分の1以上の損害を受けられた方などは、本人からの申請に基づき、国民年金保険料が全額免除になります。

また、国民年金保険料の口座振替を利用されている方で、震災により、今後の保険料納付が困難な方は、口座振替の停止手続きをとる必要がありますので、速やかにお近くの年金事務所までご相談ください。

☎ 大河原年金事務所 ☎ 51-3113  
健康推進課 ☎ 55-2114

## 生活福祉資金(緊急小口資金)特例貸付

東日本大震災で被害に遭われた世帯を対象として、生活福祉資金(緊急小口資金)特例貸付を実施いたします。

- 対象は、災害救助法適用地域(宮城県全域)に住所を有し、当座の生活費を必要とする世帯です。
- 世帯単位での貸し付けです。同世帯の方が別々に借り入れすることはできません。
- 貸付限度額は、原則10万円以内(条件によっては20万円以内)です。
- 貸付後の返済準備期間は、貸付日から1年以内です。
- 返済期限は、返済準備期間経過後2年以内です。

☎ 柴田町社会福祉協議会 ☎ 58-1771

## 生涯学習施設などの再開

今回配布の「広報しばた臨時号」に掲載しました「生涯学習施設などの再開」について、水道の給水が開始した翌日から変更になりました。

なお、しばたの郷土館、柴田町図書館は、再開まで時間がかかりますので、決まり次第、お知らせします。

☎ 生涯学習課 ☎ 55-2135

## 震災に遭われた中小企業者を対象に 融資制度を創設

### ご利用いただける方

今回の地震により、直接被害（施設・設備・事業用資産等の損壊）、又は間接被害（取引先の被災による等、最近1か月の売上高が前年同月の売上高に比して10%以上減少するか、減少する見込みがある）を受け、次のいずれかの証明書又は認定書の交付を受けた中小企業者

- ① 市町村長が発行する「災証明書（事後提出も可）」の交付を受けた方（直接被害）
- ② 市町村が発行する「セーフティネット保証の認定（5号・地震による売上高等の減少基準に限る）」を受けた方（間接被害）
- ③ 知事、市町村長、商工会議所会頭及び商工会会長の認定を受けた方（間接被害）



※ 災証明書・セーフティネット保証の認定申請については、主たる事業所のある市町村にお問い合わせください。  
※ 上記③の認定を受ける場合は、県様式第3号の3をお使いください。

様式のダウンロードは→ <http://www.pref.miyagi.jp/syokeisi/shokinhan/syokin1/shinsei/keian3-3.pdf>

※ 証明書や認定書は融資が確実に実行されることを約束するものではありません。

### ご融資の条件

- 融資限度額 1,000万円
- 融資利率 年1.0%以内
- 償還期間 運転資金 10年以内（うち据置2年以内）
- 担保 取扱金融機関及び県信用保証協会所定
- 保証人 原則として法人代表者以外不要
- 信用保証料率
  - ① 災証明書の交付を受けた場合 年0.50%
  - ② セーフティネット保証の認定を受けた場合 年0.70%
  - ③ 知事等の認定を受けた場合 年0.45～1.59%
- 取扱金融機関 地方銀行・都市銀行・第2地方銀行・信用金庫・信用組合・商工組合中央金庫の県内に所在のある本店・支店
- 取扱期間 平成23年4月1日から平成23年9月9日融資実行分まで

☎ 商工観光課 ☎ 55-2123

## 被災者生活再建支援制度

震災により住宅に被害があった場合で、被災の状況に応じて支援金が支給されます。

- ① 基礎支援金＝住宅の被害程度に応じて支給する支援金
- ② 加算支援金＝住宅の再建方法に応じて支給する支援金

※ 再建方法に応じて②加算支援金が加算されます。

※ 申請には、災証明書の添付が必要です【災証明書については総務課（☎ 55-2111）まで】。

世帯区分	住宅の被害の程度	①基礎支援金	②加算支援金	
複数世帯 （世帯の構成員が複数）	全壊	100万円	建設・購入	200万円
			補修	100万円
			賃借	50万円
	大規模半壊	50万円	建設・購入	200万円
			補修	100万円
			賃借	50万円
単数世帯 （世帯の構成員が単数）	全壊	75万円	建設・購入	150万円
			補修	75万円
			賃借	37.5万円
	大規模半壊	37.5万円	建設・購入	150万円
			補修	75万円
			賃借	37.5万円

▶ 実施機関／被災者生活再建支援法人 ☎ 03-5212-9111

☎ 福祉課 ☎ 55-5010

## 柴田町自転車駐車場 定期駐車券の一部払い戻し

震災により、JR東北本線の運休に伴い、船岡駅および槻木駅の自転車駐車場を閉鎖していた下記の期間について、定期駐車券使用料を一部払い戻しいたします。

▶ 対象／3月11日（金）～4月6日（水）の自転車駐車場閉鎖期間に定期契約をしていた方

▶ 手続き方法／定期駐車券を購入した窓口で申請書を受け取り、提出してください。

▶ 手続きに必要なもの／印鑑、定期駐車券、払い戻し口座番号

☎ 都市建設課 ☎ 55-2121

## 住宅の応急修理制度

震災により、住宅が半壊以上被災し、自ら修理する資力のない世帯に対して、被災した住宅の居室、台所、トイレなど、日常生活に必要な最小限の応急修理に要した費用を、町が直接修理業者へ支払う制度です。対象は半壊以上の被害を受けたこと（町が発行する「災証明書」に基づく）、応急仮設住宅を利用しないこと、定められた年収などの要件を満たす方となります。

▶ 修理限度額／1世帯あたり52万円

☎ 都市建設課 ☎ 55-2121

## 交流ひろば「ゆる・ぷら」を再開

震災のため一時閉鎖しておりました「ゆる・ぷら」は、4月12日（火）より再開いたしました。皆さまのご利用をお待ちしています。なお、6月より「まちづくり推進センター」の事業の一つとして交流ひろば「ゆる・ぷら」も新たなスタートを切ります。

▶ 開館時間／10:00～18:00

▶ 4月の休館日／18日（月）、25日（月）

☎ しばたまち交流ひろば「ゆる・ぷら」☎ 86-3631

まちづくり政策課 ☎ 54-2111

## 狂犬病予防集合注射を延期

毎年4月に実施していた狂犬病予防集合注射は、震災のため、10月に延期することになりました。詳しくは、決まり次第、お知らせします。

☎ 町民環境課 ☎ 55-2113

## 当面の間、太陽の村の営業を休止

柴田町太陽の村は、4月から災害救助法により、震災の被害に遭った山元町の方々の避難所としているため、当面の間、営業はいたしません。営業再開については、後日お知らせします。

☎ 柴田町観光物産協会 ☎ 56-3970

農政課 ☎ 55-2122

## 広報しばた臨時号

災害関係情報に限定した「広報しばた臨時号」を4月8日に発行する予定でしたが、4月7日に発生した余震の影響により、発行が遅れていました。皆さまには大変ご迷惑をお掛けしましたが、ご理解をお願いいたします。なお、臨時号は、4月8日時点の記事掲載となっています。

☎ まちづくり政策課 ☎ 54-2111

# 東日本大震災の被災に対して 多くの方々からご支援・ご協力をいただきました

### 《震災寄附金》

○東海高熱工業(株) (500万円) ○北海道伊達市 (300万円) ○アイティ都市開発(株) (100万円) ○FCフレスカ (297,331円) ○(有)渡辺総合保険事務所 (20万円) ○佐藤かよ子 (10万円) ○村上良白 (10万円) ○笠井裕一 (3万円) ○(株)相和技術研究所 (2万円) ○菊地定男 (1万円) ○福島和也 (1万円) ○秋野玲子 (1万円) ○菅野博 (1万円) ○菅野武 (1万円) ○工藤千代子 (1万円) ○高橋光子 (1万円) ○阿部房雄 (1万円) ○町内会 10区第1班 (5,200円)

### 《支援物資提供》

○山崎製パン(株) (菓子パンなど) ○静岡県御殿場市 (水/缶詰など) ○(株)白石ハウピング (カセットコンロ・ボンベ) ○国際ボランティアセンター山形「(株)ユニクロ」(紙オムツ/下着など) ○(株)西松屋チェーン (粉ミルク/紙オムツなど) ○ザ・ビック (おにぎり) ○新潟県燕市遠藤忠夫・井戸巻自治会 (日用品衣料など) ○J A山形「埼玉中央会」(米) ○北日本電線(株)仙台工場 (米/水/テッシュなど) ○彩正堂 (衣類など) ○豊屋食品工業(株) (つけもの) ○マルトモ(株) (チルド食品など) ○仙台ココア(株) (飲料水など) ○ジャスコ (おにぎりなど) ○仙台森紙業(株) (カップ麺) ○マーブルマーブル (菓子パンなど) ○昭和電線ケーブルシステム(株) (携帯ミニトイレなど) ○焼肉都 (焼肉) ○伊藤勝夫 (防寒衣類) ○中野智明 (チョコレート) ○大塚俊宏 (菓子など) ○今野良典 (衣類など) ○オオエダ商会(株) (マスク) ○(株)緑のふるさと公社 (おにぎりなど) ○加藤和博 (台所日用品) ○手嶋恵子 (粉ミルク) ○土屋司朗 (灯油など) ○武田聡 (粉ミルク/紙オムツ) ○土肥強 (灯油) ○齋藤孝三郎 (衣類) ○旧錦旅館 (米) ○小室栄茂 (米) ○滋賀県高島市 (水) ○下村恭子・健郎 (紙オムツ/粉ミルク) ○(株)アクティオ (粉ミルク/紙オムツ) ○三上正志 (たまご) ○(株)イトーチェーン (カップ麺) ○宮城県仙南総合プール (トイレトーパー) ○佐藤慎一 (こたつ) ○マスプロ電工(株) (タオル) ○(株)相和技研研究所 (レトルト食品など) ○高橋清 (野菜類) ○柴田特産品加工組合 (みそなど) ○柴田町観光物産交流館内農産物直売所利用組合 (野菜類) ○阿部房雄 (パスタオルなど) ○星正一 (衣類) ○アイリスオーヤマ(株) (衣類箱) ○加太小夜子 (衣類) ○近藤史朗 (デジタルカメラ) ○東北リコー(株) (医薬品/食品など) ○エクソンモービル (燃料券)

### 《支援物資協力》

○下名生生産組合 (炊き出し用米の供給)

### 《水道関係》

○柴田町上下水道組合 (復旧工事・給水作業) ○柴田町災害ボランティア (給水作業)

### 《建設関係》

○柴田町建設工事協議会 (下水道復旧も含む) ○仙南地域住宅耐震隊 (応急危険度判定)

### 《その他の支援》

○柴田町医師団 ○柴田歯会 ○仙南薬剤師柴田支部 ○(社)柴田郡医師会 ○柴田郡歯科医師会 ○柴田町災害ボランティア ○町内各自治会 ○婦人防火クラブ連合会

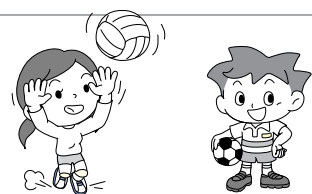
※震災寄附金・支援物資については、柴田町災害対策本部で受け付けした分のみを掲載しました。このほか、避難所・給水所誘導や危険箇所回避誘導などに多くの方々からご支援・ご協力をいただきました。記載漏れやお名前に間違いがありました場合は、ご容赦くださるよう、お願い申し上げます。(4月13日現在、順不同、敬称略)



募集

## 柴田町スポーツ少年団団員募集

スポーツ少年団には学区はありません。小・中学生なら誰でも入団できます。練習内容や日程・費用などは各スポーツ少年団にお問い合わせください。



種目	スポーツ少年団名	代表者	連絡先
サッカー	槻木FC (小学生のみ)	大沼 和則	
	船迫FC (小学生のみ)	関 宏一	
	FC. FRESCA (中学生のみ)	菅野 敏一	
野球	船迫小フェザンツ (小学生のみ)	佐久間 寛	
	船小イーグルス (小学生のみ)	渡辺 義二	
	柴田ガルソン野球 (小学生のみ)	林 孝	
	槻木スピリッツ野球 (小学生のみ)	松田 松男	
	東部ディアーズ (小学生のみ)	金子 清一	
柔道	柴田町柔道	渡辺 正俊	
バドミントン	槻木S.C	前田 勇人	
	にしずみ (小学生のみ)	阿部 則之	
剣道	柴田剣友会	岩間萬治郎	
ラグビー	柴田町ラグビースクール	高橋 利男	
空手道	柴田町硬式空手道	大沼 昌幸	
	柴田町空手道	立花 英夫	
	JGKA柴田	大槻 廣志	
	槻木空手道	佐々木公士	
	秀練会拳聖空手船迫	大沼 栄広	
バレーボール	船迫チェリーズバレーボール (小学生のみ)	工藤 潔	
	柴田サニーズ (小学生のみ)	友木 秀二	
	船岡ホワイトサンダーズ (小学生のみ)	尾形 孝二	
バトントワリング	さくらバトン	鈴木 清香	
バスケットボール	さくらミニバスケットクラブ (小学生のみ)	鈴木 章夫	
	槻木バスケットボール (小学生のみ)	沢田 隆雄	

☎ スポーツ振興室 ☎ 55-2030

## 新年度になったら「学生納付特例制度」の申請をお忘れなく

20歳を過ぎると学生の方も国民年金に加入しなくてはなりません。学生の方は一般に所得がなく納付が困難なので、申請により国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。申請は年度ごとに行う必要がありますので、平成23年度の申請が必要です。平成22年度に学生納付特例に該当していた方のうち、平成23年度も引続き同じ学校に在学予定としていた方には申請用紙（はがき形式）を送付しています。

学生納付特例の申請が遅れると、申請日前に生じた不慮の事故や病気による障害について、障害基礎年金を受け取ることができない場合があります。申請用紙は同封の記入例を確認のうえ記入し、4月中に提出してください（在学証明書や学生証の写しの添付は必要ありません）。

ただし、在学している学校に変更のある方は、改めて在学の事実などについて確認する必要があるため、送付される申請用紙で申請することはできません。役場の窓口、または年金事務所にご相談ください。申請用紙が送付された方で、平成23年度については学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付を希望する場合は、納付書を送付いたしますので、年金無事務所に連絡ください。

☎ 日本年金機構大河原年金事務所 ☎ 51-3113、健康推進課 ☎ 55-2114

## 土星と春の星座を見つけよう

太陽の村にある望遠鏡で、土星と春の星座を観望します。ぜひご家族でお越しください。

▶日時／4月26日(火) 19:00～20:00

▶場所／柴田町太陽の村「太陽の家」屋上  
※時間内自由参加、無料（天候不良時は中止）  
※足元が暗いので懐中電灯を持参してください。

☎ 柴田町星を見る会(豊川)

臨時

## 「体育館・野外運動場調整会議」を開催

▶日時／4月21日(木) 19:00～

▶場所／船岡公民館  
※学校体育施設開放については、しばらくの間中止します。

☎ スポーツ振興室 ☎ 55-2030

## 大腸がん検診・前立腺がん検診を実施します

大腸がん検診、前立腺がん検診を申し込まれた方に受診票を配布します。検診は、町内指定医療機関での個別検診です。指定検診期間以外には受診できなくなりますので、必ず期間内に受診してください。受診票が検診月の前月28日までに届かない場合はご連絡ください。

▶**検診期間**／5月～11月（行政区を下記の7グループに分けて実施）

グループ	対象行政区	指定検診期間	受診票配布期日
1	7 B、8、11 C、12 A、14、23、26、27	5月2日～31日	4月28日
2	3、12 B、17 B、22、29 D	6月1日～30日	5月28日
3	6 A、6 B、18 A、28、29 A	7月1日～30日	6月28日
4	7 A、11 B、11 D、13、20、25、29 B	8月1日～31日	7月28日
5	5、9 A、15、18 B、21、30	9月1日～30日	8月28日
6	2、9 B、16、19、24、29 C	10月1日～31日	9月28日
7	1、4、10、11 A、17 A	11月1日～30日	10月28日

▶**自己負担料**／

検診名	町国保加入者・75歳以上の方	左記以外の方
大腸がん検診	100円	300円
前立腺がん検診	200円	400円

▶**持ち物**／受診票、自己負担料、大腸がん検診は便容器（5日以内の便2日分）を指定医療機関にお持ちください。指定医療機関は受診票にてご確認ください。

～5月26日まで追加申込を受け付けます～

申込書の未提出や3月以降の転入などによりお申し込みをされていない方で、受診をご希望の方は**5月26日(木)まで**にお申し込みください。それ以降は指定検診期間にかかわらず受け付けることができませんので、十分ご注意ください。

検診名	対象	検査内容
大腸がん検診	40歳以上の方	便により大腸内で出血がないかを検査
前立腺がん検診	50～79歳の男性	採血により血液中の前立腺特異抗原値を測定

※対象の年齢は、平成24年3月31日現在の年齢です。

～精密検査・再検査は必ず受けてください～

町の検診を受けた結果は受診した医療機関からお受け取りください。さらに詳しい検査が必要と認められた方は、町の検診を受けた医療機関にご相談の上、必ず精密検査または再検査を受けてください。

検診名	対象	検査内容
大腸がん検診 精密検査	便潜血反応検査で陽性となった方	下剤などで腸内をきれいにし、大腸内視鏡で、大腸の中を直接検査し、ポリープなどが発見された場合は細胞の検査を実施
前立腺がん検診 再検査	前立腺特異抗原値が4.01ng/ml以上	前立腺特異抗原値の再検査、前立腺の触診、超音波検査、前立腺の細胞の検査など、受診者の状態により専門医が判断し実施

申問 健康推進課 ☎55-2160

宮城県行政書士会

行政書士による無料法務相談会

▶日時／4月21日(木)13:00～16:00 ▶場所／役場 町民相談室（1階）

▶内容／相続、遺言、成年後見制度、契約など民事上の権利義務、家庭内の法律問題  
※行政書士には守秘義務があり、あなたの秘密は守られます。

※事前に電話をいただくと待ち時間も少なくご相談いただけます。

▶次回相談日／5月19日(木)

宮城県行政書士会 <http://www.miyagi-gyosei.or.jp/>

関 福島行政事務所 ☎0224-63-5779

## ポリオ予防接種を受けましょう

ポリオの予防接種を行います。電話予約は不要です。指定日が都合の悪い場合は、下記のいずれかの日に接種してください。

▶**対象**／3か月～7歳5か月児

※標準的な接種年齢は3か月～1歳6か月ですが、5か月までのお子さんはBCG予防接種を優先してください。

接種日	対象
5/11(水)	平成21年12月～平成22年2月生まれのお子さん
5/16(月)	平成22年3月～5月生まれのお子さん
5/25(水)	平成22年6月～8月生まれのお子さん
5/26(木)	平成22年9月～11月生まれのお子さん
5/30(月)	平成22年12月生まれ、7歳6か月未満で未接種のお子さん

▶**受付時間**／いずれも12:45～13:15

▶**場所**／保健センター1階

**予防接種を受けることができない場合**

- ①発熱、または病気にかかっている
- ②下痢をしている
- ③けいれんを起こして3か月以上たっていない
- ④BCG・麻しん風しんなど生ワクチン接種後4週間、三種混合など不活化ワクチン接種後1週間以上たっていない
- ⑤医師の診断により、予防接種を行うことが適当と認められなかった場合（服薬中、病気が治ったばかりなど）

関 健康推進課 ☎55-2160

## 有害鳥獣捕獲のお知らせ

▶日時／4月28日(木)、5月27日(金)

▶区域／市街地を除く町内全域

▶重点地区／白石川（東北リコー下流域）、阿武隈川、農業用ため池

▶対象鳥獣／カラス、カルガモ

▶捕獲方法／町有害鳥獣駆除隊員が銃器で捕獲します（だいたい色の腕章を付け、鳥獣捕獲許可証を持参）

関 農政課 ☎55-2122

## 受講生募集

## 初心者ビデオカメラ講座

運動会のビデオ撮影は、家庭でのメインイベントの一つ。見やすい映像にするためのテクニックを専門家から学びます。

▶日時／5月11日(水)19:00～21:00

▶場所／船迫生涯学習センター

▶内容／○ブレない映像を撮るには ○基本の撮影アングル ○人物撮影

○カメラの持ち方 ○動いている人物を撮るには

▶募集人数／一般成人10人

▶参加費／無料

▶持ち物／ビデオカメラ

▶申込期間／4月19日(火)～28日(木)

☎ 船迫生涯学習センター ☎ 57-2011



## 募集

公民館などの図書室ボランティア  
「本のちょっと支援隊」募集

▶活動期間／平成23年6月以降からとなります。活動期限はありません。

▶活動場所／槻木生涯学習センター、船岡生涯学習センター、船迫生涯学習センター、船岡公民館、西住公民館、船迫公民館、農村環境改善センター

▶募集人数／20人程度

▶資格／特に必要としませんが、週1回(2時間)程度、ご協力いただける方

▶活動内容／本の整備、補修、貸し出し、普及活動(展示物・掲示物の工夫)など

▶申込方法／お近くの生涯学習センターなどにある参加申込用紙に必要事項を記入の上、お申し込みください。

▶申込期限／5月6日(金)

☎ 槻木生涯学習センター ☎ 56-1997、船岡生涯学習センター ☎ 59-2520  
船迫生涯学習センター ☎ 57-2011

～子どもたちの読書活動の推進を～

## 4月23日は「子ども読書の日」

「子どもの読書活動の推進に関する法律」により、4月23日は「子ども読書の日」と定められています。これは、国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために設けられたものです。

4/23(土)～5/12(木)はこどもの読書週間

幼少の時から書物に親しみ、読書の喜びや楽しみを知り、物ごとを正しく判断する力をつけておくことが、子どもたちにとってどんなに大切なことか…。子どもに読書を勧めるだけでなく、大人にとっても子どもの読書の大切さを考えるとき、それが「こどもの読書週間」です。この機会に、ご家庭で一緒に読書してみませんか！きっとドキドキするような本との出会いがあるかも！

テレビを消して本を読もう！

柴田町では、これまで以上に子どもの読書活動の推進を図るため、平成23年4月1日に、5年間にわたる「第2次柴田町子ども読書活動推進計画」をスタートさせました。また、柴田町子ども読書推進会議では、引き続き、「ノーテレビ・ノーゲームデー」の推進に取り組んでいます。ご家庭でのご理解とご協力をお願いします。

☎ 生涯学習課 ☎ 55-2135



友だち100冊つくるんだ



2011・第53回こどもの読書週間  
4/23～5/12



## 募集

柴田町立第一幼稚園  
平成23年度入園児追加募集

▶募集人数／4歳児1人、5歳児1人

▶入園資格／町内在住の平成23年4月1日現在で4歳と5歳のお子さん

▶申込方法／第一幼稚園で配布する入園願書にてお申し込みください。

▶配布・受付／4月18日(月)～21日(木) 土・日曜日、祝日を除く8:30～17:15

☎ 第一幼稚園 ☎ 55-1136

特別障害者手当 } の  
障害者福祉手当 } の  
額の改定

平成23年4月1日から、下記のとおりに改定されました。

特別障害者手当 月額26,340円

障害児福祉手当 月額14,330円

福祉手当(経過措置分) 月額14,330円

☎ 福祉課 ☎ 55-5010

児童扶養手当 } の  
特別児童扶養手当 } の  
額などの改定

平成23年4月1日から、下記のとおりに改定されました。

児童扶養手当

全額支給 月額41,550円

一部支給 月額41,540円～9,810円

加算額 第2子5,000円

第3子以降1人につき3,000円

特別児童扶養手当

障害児1人について、

1級 月額50,550円

2級 月額33,670円

☎ 子ども家庭課 ☎ 55-2115

国民健康保険税  
(第1期)

## 軽自動車税

納期限 5月2日(月)

☎ 税務課 ☎ 55-2116